

岩手県医療局管理規程第4号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次休暇)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日（<u>前項第2号ア又はイに掲げる職員にあっては、それぞれア又はイに掲げる日数</u>）を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日の範囲内の期間</p> <p>(10)～(24) [略]</p> <p>(休暇の単位等)</p> <p>第36条 年次休暇の単位は、1日又は半日若しくは1時間（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、1日又は1時間）とする。</p> <p>2～7 [略]</p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日の範囲内の期間</p> <p>(10)～(24) [略]</p> <p>(休暇の単位等)</p> <p>第36条 <u>年次休暇、病気休暇及び介護休暇</u>の単位は、1日又は半日若しくは1時間（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、1日又は1時間）とする。</p> <p>2～7 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の医療局企業職員就業規則の規定に基づいて与えられている休暇については、この規程による改正後の医療局企業職員就業規則の規定に基づいて与えられたものとみなす。